様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	稚内市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/shisei/seidojorei/mynumber/dokujiriyou.html

執行機関名　稚内市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	稚内市高齢者サービス事業条例(平成12年稚内市条例第33号)による重度要介護者居宅サービス利用支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		稚内市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1　第4の項 稚内市高齢者サービス事業条例(平成12年稚内市条例第33号)による重度要介護者居宅サービス利用支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	稚内市高齢者サービス事業条例第1条(重度要介護者居宅サービス利用支援事業)
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に対して、必要な便宜を供与し、又は必要に応じて訪問し、若しくは助成し、もって高齢者の福祉増進を図ることを目的とする。(重度要介護者居宅サービス利用支援事業)
⑦独自利用事務の関連規範		稚内市高齢者サービス事業条例